

京都府高等学校文化連盟
各専門部会長 様

京 都 府 高 等 学 校 文 化 連 盟
会 長 藤 井 直
(京都府立鴨沂高等学校長)

令和元年度指導者・生徒講習会事業費について（通知）

標記の件について、別添事業費交付要項のとおり実施しますので、通知します。
つきましては、下記のとおり提出してください。

記

1 申請

(1) 提出書類

- ア 事業費交付申請書（様式 A 1 - 1）
(専門部活動費振込口座と同じ場合は、振込口座の記入は不要です。)
- イ 事業費収支予算書（様式 A 1 - 2）
- ウ 事業計画書（様式 A 1 - 3）
- エ 理由書（様式 A 1 - 4）（必要な場合）

(2) 提出期限 令和元年 6 月 14 日（金）

2 報告

(1) 提出書類

- ア 事業実施報告書（様式 A 2 - 1）
- イ 事業費収支報告書（様式 A 2 - 2）
- ウ 事業報告書（様式 A 2 - 3）

(2) 提出期限

事業終了後 14 日以内又は令和 2 年 3 月 12 日（木）までのいずれか早い日

3 その他

(1) 会計処理にあたっては、「令和元年度版高文連専門部会計処理について」により、留意して行ってください。

(2) 提出書類の様式は、当連盟のホームページからダウンロードしてください。

高文連ホームページ <http://kobunren-kyo.com>

京都府高等学校文化連盟
事務局会計 瀬和居 和子
〒602-0867 京都市上京区寺町通荒神口下ル松蔭町131
(京都府立鴨沂高等学校内)
TEL:075-231-1512 (鴨沂高校電話番号)
TEL/FAX : 075-746-3497/3498 (高文連番号)

令和元年度指導者・生徒講習会事業費交付要項

1 目的

高等学校の文化の充実と内容の向上を目指して、より高度な技術の習得や生徒の文化活動の活性化のために各部門別で指導者・生徒講習会を実施し、指導者育成と生徒の研鑽を目的とする。

2 事業主体

京都府高等学校文化連盟

3 対象事業

各部門別に、指導者及び生徒を対象に実施する講習会

4 事業実施期間

平成31年4月1日～令和2年2月28日

5 交付対象経費

報償費、旅費、消耗品費、食糧費（講師等の分に限る。）、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料とする。

これらの経費は、予算の範囲内で京都府高等学校文化連盟が負担する。

6 交付申請

各部会長は、「事業費交付申請書」（様式A1-1）、「事業費収支予算書」（様式A1-2）、「事業計画書」（様式A1-3）により、令和元年6月14日（金）までに京都府高等学校文化連盟会長（以下「会長」という。）に、事業費の交付申請をする。

7 交付決定

会長は、各部会長からの「事業費交付申請書」等に基づき、事業内容を審査の上、交付決定を行う。

交付額は吹奏楽部門は35万円、それ以外の部門は25万円を上限とする。うち講師等の報償費、役務費及び旅費については、交付額の4割以上を支出すること。

ただし、講師謝金については府教育庁の定める支給基準に準じるものとし、特段の事情によりその基準を超える場合には、「理由書」（様式A1-4）を会長に提出すること。

8 事業報告

各部会長は、「事業実施報告書」（様式A2-1）、「事業費収支報告書」（様式A2-2）、「事業報告書」（様式A2-3）を事業終了後14日以内又は令和2年3月12日（木）までのいずれか早い日に、会長に提出すること。